

駒澤大学仏教学会会則

大学院仏教学専攻生及び仏教学部

のとする。

生を准会員、その他の者を賛助会員とする。

2 会長は、本会の会務全般を統括し、本会を代表する。

第五条 会費を三年度にわたって滞納したときは、会員の資格を失うものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代行する。

第一条 本会は、駒澤大学仏教学会と称し、事務所を駒澤大学仏教学部研究室に置く。

第六条 本会を運営するために、会長一名、副会長二名、幹事若干名、監事二名の役員を置く。

4 幹事は、本会の事業の企画運営及び会計に関する事務を行なう。

第五条 会費を三年度にわたって滞納したときは、会員の資格を失うものとする。

第六条 本会を運営するために、会長一名、副会長二名、幹事若干名、監

5 監事は、会計の監査を行なう。

第二条 本会は、仏教の研究を通じて会員相互の親睦を図り、仏教学部の発展向上に寄与することを目的とする。

第六条 本会を運営するために、会長一

6 幹事は、正会員のうちより会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

第三条 本会は、第二条の目的達成のために、次の事業を行なう。

第七条 会長、副会長の任期は、学部長、学科主任の在任期間とする。幹事、

7 総会は、定例総会、臨時総会とし、正会員をもつて構成する。

(1) 研究会及び講演会
(2) 会誌の発行及び会員等への配布
(3) ゼミナール、その他必要な事業

8 総会は、正会員のうちより会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

第四条 本会の目的に賛同し会費を納入する者を会員とする。

9 総会は、正会員をもつて構成する。

第五条 本会は、駒澤大学仏教学会と称し、事務所を駒澤大学仏教学部研究室に置く。

10 総会は、定例総会、臨時総会とし、正会員をもつて構成する。

(1) 幹事の承認
(2) 監事の選出
(3) 事業計画の承認

11 総会は、正会員をもつて構成する。

(1) 幹事の承認
(2) 監事の選出

12 総会は、正会員をもつて構成する。

(1) 幹事の承認
(2) 監事の選出
(3) 事業計画の承認

13 総会は、正会員をもつて構成する。

会員
第四条 本会の目的に賛同し会費を納入する者を会員とする。

14 総会は、正会員をもつて構成する。

2 本学仏教学部専任教員を正会員、

第八条 役員は、次の職務を遂行するものとする。
1 会長は、本会の会務全般を統括し、本会を代表する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代行する。
3 幹事は、正会員のうちより会長が指名し、総会の承認を得るものとする。
4 監事は、会計の監査を行なう。
5 総会は、正会員をもつて構成する。

(5) 当該年度会誌寄贈者の選定

(6) その他必要と認められる事項

3 臨時総会は、次のとき会長がこ

れを招集しなければならない。

(1) 役員が必要と認めたとき

(2) 正会員の三分の一以上の要請があつたとき

第十二条 総会は、正会員の過半数の出席

をもつて成立し、出席者の三分の二をもつて決議する。

会 計

第十三条 本会の会計は、会費、助成金、

その他のをもつてこれにあてる。

2 会費は、正会員は、年額三千円、
準会員及び賛助会員は年額二千円

とする。

3 会計年度は、四月一日より翌年
三月三十一日までとする。会費は、
原則として、会計年度開始より五

月末日までに納入しなければなら
ない。

4 会計年度毎に監事の監査を受け、

決算報告を行なう。

第十三条 会則の改廃は、総会において決
定する。

附 則

本会則は、昭和四十四年九月十二日よ
り施行する。

附 則

本会則は、昭和五十七年四月十九日よ
り施行する。

附 則

本会則は、昭和五十九年十一月十二日
より施行する。

附 則

本会則は、平成七年一月二十三日より
施行する。

附 則

本会則は、平成十六年四月一日より施
行する。